

議員提出議案第10号

原爆症認定制度の運用状況の検証等を求める意見書

原爆症認定制度は、原子爆弾の放射線が原因となって起こった病気やけがが、原子爆弾の傷害作用に起因するものであり、現に医療を要する状態にあると厚生労働大臣が認定する制度です。原爆症の認定を受けると、その病気やけがの医療に要する費用の全額を国が負担するほか、現に医療を要する状態が続く期間、医療特別手当を受給することができます。

原爆症の認定に当たっては、医学や放射線医学の高度な知識が必要となるため、医師や学者等の専門家で構成される厚生労働省の疾病・障害認定審査会原子爆弾被爆者医療分科会の意見を聴いた上で審査が行われます。

しかしながら、被爆者の高齢化の進行により、多くの被爆者が様々な疾患を抱える年齢となっており、それが70年以上前に浴びた放射線に起因するものなのか、加齢や生活習慣等によるものなのか、主たる原因を厳密に切り分けることが非常に難しくなっています。

このような状況の中、国では、原爆症認定集団訴訟における敗訴判決等を踏まえ、「新しい審査の方針」の制定・改正を通じて、原爆症として認定する疾病等の範囲を科学的に許容できる限度まで拡大するなどの対策を講じていますが、その後も、原爆症認定申請を却下された被爆者から新たな取消訴訟が提起され、国の却下処分を取り消す司法判断が相次いでいます。

また、原爆症認定申請の却下を不服とする取消訴訟においては、判決が確定するまでには長い期間が必要であり、迅速な認定を望む高齢の被爆者の要請には応えられないことも考えられます。

よって、国においては、「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」の趣旨や高齢化が進行する被爆者の状況等を念頭に置きながら、「新しい審査の方針」に基づく原爆症認定制度の運用状況を検証し、原爆症認定申請に対する速やかな判定に努めるなど、より被爆者救済に資する制度となるよう、必要な見直しを行うことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年10月21日提出

| | | |
|-----|-----------|------|
| 提出者 | さいたま市議会議員 | 鶴崎敏康 |
| | 同 | 高野秀樹 |
| | 同 | 上三信彰 |
| | 同 | 山崎章 |
| 賛成者 | さいたま市議会議員 | 帆足和之 |
| | 同 | 高柳俊哉 |
| | 同 | 井上伸一 |
| | 同 | 神田義行 |